

名古屋市告示第145号

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

東山風致地区 名古屋市千種区池上町、鹿子町、鹿子殿、唐山町、清住町、新池町、園山町、高峯町、天白町大字植田、東明町、徳川山町、田代町、仁座町、猫洞通、萩岡町、東山通、東山元町、日和町、平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目、星が丘元町、星が丘山手及び本山町
昭和区高峯町、妙見町、山手通及び八事富士見
名東区高針荒田、植園町、山香町、にじが丘、藤巻町、平和が丘一丁目、平和が丘二丁目及び平和が丘三丁目
天白区天白町大字植田及び大字八事

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課